

産業立地の奨励措置

大府市では、市内の指定地域において工場等を新設または増設する事業者の方々に対し、5つの奨励措置を用意しています。

① 工場等立地促進奨励金

【要件】

- 指定地域内に新たに3,000 m²以上の土地を取得または賃貸者契約をし、工場等を新設または増設すること。
- 工場等が次のいずれかの事業の用に供されるものであること。
 - ・ 製品の製造、加工または修理に係る事業
 - ・ 流通業務（物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム、流通加工の用に供する設備等を有し、かつ、階数が2以上の物流施設において行う搬送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務）に係る事業
 - ・ 情報の処理、提供等のサービスを行う事業 ・ 開発研究等を行う事業
- 周辺地域の生活環境に適正な配慮をすること。

【奨励措置の内容】

- 課税初年度から3年間における各年度の固定資産税に相当する額（限度額なし）

② 高度先端産業立地促進奨励金

【要件】

- 指定地域内に新たに3,000 m²以上の土地を取得または賃貸者契約をし、工場等を新設または増設すること。
- 条例等で規定する高度先端産業に該当する事業を営む中小企業者であること。
- 土地を除く固定資産取得費用が2億円以上であること。
- 新たに常用の従業員を5人以上雇用していること。
- 周辺地域の生活環境に適正な配慮をすること。

【奨励措置の内容】

- ① 課税初年度の固定資産税の3倍に相当する額
- ② 土地を除く固定資産取得費用の10%に相当する額
- ※①と②のいずれか低い額（限度額10億円）